

佐賀県規則第6号

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則
佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（条例別表第1の3の項に規定する規則で定める事務）</u></p> <p>第4条 <u>条例別表第1の3の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p><u>（2）療育手帳の交付後に行う障害の程度の再判定に関する事務</u></p> <p><u>（3）療育手帳の返還に関する事務</u></p> <p><u>（4）療育手帳交付台帳の整備に関する事務</u></p> <p><u>（5）療育手帳の交付を受けた者の氏名若しくは居住地の変更、療育手帳の交付を受けた者の保護者の変更又は療育手帳の交付を受けた者の保護者の氏名若しくは居住地の変更に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</u></p> <p><u>（6）療育手帳の再交付に関する事務</u></p> <p>（条例別表第1の11の項に規定する規則で定める事務）</p> <p>第12条 略</p>	<p>第4条 削除</p> <p>（条例別表第1の11の項に規定する規則で定める事務）</p> <p>第12条 略</p> <p><u>（条例別表第2の1の項に規定する規則で定める事務及び情報）</u></p> <p>第13条 <u>条例別表第2の1の項に規定する規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</u></p> <p><u>（1）生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、同条第1項に規定する被保護者であったもの又はこれらの者の扶養義務者（以下「要保護者等」という。）に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</u></p> <p><u>イ 要保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</u></p> <p><u>ウ 要保護者等に係る療育手帳（知的障害者の福祉の充実に図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付及びその障害の程度に関する情報</u></p> <p><u>(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報</u></p> <p><u>(3) 生活保護法第25条第1項の規定による職権による保護の開始又は同条第2項の規定による職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報</u></p> <p><u>(4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報</u></p> <p><u>(5) 生活保護法第63条の規定による保護に要する費用の返還に関する事務 第1号に掲げる情報</u></p> <p><u>(6) 生活保護法第77条第1項、第78条第1項から第3項まで又は第78条の2第1項若しくは第2項の規定による徴収金の徴収に</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>関する事務 第1号に掲げる情報</u> <u>(条例別表第2の2の項に規定する規則で定める事務及び情報)</u></p> <p>第14条 <u>条例別表第2の2の項に規定する規則で定める事務は佐賀県心身障害者扶養共済制度条例第9条の規定による掛金の減額の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項に規定する規則で定める情報は同条例第5条第1項の規定による加入の承認を受けた者に係る次に掲げる情報とする。</u></p> <p>(1) <u>生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する情報</u> (2) <u>生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更に関する情報</u> (3) <u>生活保護法第25条第1項の規定による職権による保護の開始又は同条第2項の規定による職権による保護の変更に関する情報</u> (4) <u>生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する情報</u> <u>(条例別表第2の3の項に規定する規則で定める事務及び情報)</u></p> <p>第15条 <u>条例別表第2の3の項に規定する規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</u></p> <p>(1) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条第1項又は第37条の2第1項に規定する費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務</u> <u>次に掲げる情報</u> <u>ア 当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者(イからエまでにおいて「患者等」という。)に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する情報</u> <u>イ 患者等に係る生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同</u></p>

改正前	改正後
<p>(<u>条例別表第2の1の項</u>に規定する規則で定める事務及び情報)</p> <p>第13条 <u>条例別表第2の1の項</u>に規定する規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア <u>生活保護法第6条第2項に規定する要保護者等</u> (イにおいて「<u>要保護者等</u>」という。)に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の規定による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(<u>条例別表第2の2の項</u>に規定する規則で定める事務及び情報)</p> <p>第14条 <u>条例別表第2の2の項</u>に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p>	<p><u>条第9項の保護の変更に関する情報</u></p> <p>ウ <u>患者等に係る生活保護法第25条第1項の規定による職権による保護の開始又は同条第2項の規定による職権による保護の変更に関する情報</u></p> <p>エ <u>患者等に係る生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する情報</u></p> <p>(2) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第42条第1項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</u> 前号に掲げる情報</p> <p>(<u>条例別表第3の1の項</u>に規定する規則で定める事務及び情報)</p> <p>第16条 <u>条例別表第3の1の項</u>に規定する規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア 要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の規定による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(<u>条例別表第3の2の項</u>に規定する規則で定める事務及び情報)</p> <p>第17条 <u>条例別表第3の2の項</u>に規定する規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p>

改正前	改正後
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。